

○義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成二十一年三月四日文部科学省告示第三十三号）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 <u>教科共通の条件</u> 1～3 (略)</p> <p>第3章 <u>教科</u>固有の条件</p> <p>【各教科】 [国語科（「書写」を除く。）] (以下略)</p> <p>【特別の教科】 [道徳科]</p> <p>附則</p> <p>第2章 <u>教科共通の条件</u></p> <p>1 基本的条件 (学習指導要領との関係) (2) 学習指導要領の総則に示す教育の方針や<u>教科</u>の目標に一致していること。 2 (略) 3 正確性及び表記・表現 (5) 図、表、グラフ、地図などは、<u>教科</u>に応じて、通常の約束、方法に従って記載されていること。</p> <p>第3章 教科固有の条件</p> <p>【各教科】 [国語科（「書写」を除く。）] (中略) [算数科及び数学科]</p> <p>1 基本的条件 (2) 中学校学習指導要領第2章第3節の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の1の(1)に示す「後の学年の内容の一部を加えて指導する」場合には、第2章「<u>教科共通の条件</u>」の2の(14)から2の(16)の例によること。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 <u>各教科共通の条件</u> 1～3 (略)</p> <p>第3章 <u>各教科</u>固有の条件 (新設)</p> <p>【国語科（「書写」を除く。）] (以下略)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>附則</p> <p>第2章 <u>各教科共通の条件</u></p> <p>1 基本的条件 (学習指導要領との関係) (2) 学習指導要領の総則に示す教育の方針や<u>各教科</u>の目標に一致していること。 2 (略) 3 正確性及び表記・表現 (5) 図、表、グラフ、地図などは、<u>各教科</u>に応じて、通常の約束、方法に従って記載されていること。</p> <p>第3章 <u>各教科</u>固有の条件 (新設)</p> <p>[国語科（「書写」を除く。）] (中略) [算数科及び数学科]</p> <p>1 基本的条件 (2) 中学校学習指導要領第2章第3節の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の1の(1)に示す「後の学年の内容の一部を加えて指導する」場合には、第2章「<u>各教科共通の条件</u>」の2の(14)から2の(16)の例によること。</p>

2 (略)
[理科]
(以下略)

【特別の教科】

〔道徳科〕

1 基本的条件

- (1) 小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(1)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(1)に示す題材の全てを教材として取り上げていること。
- (2) 小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)のア及びイ並びに中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)のア及びイに照らして適切な教材を取り上げていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 図書の内容全体を通じて、小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(4)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(4)に示す言語活動について適切な配慮がされていること。
- (2) 図書の内容全体を通じて、小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(5)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(5)に示す問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習について適切な配慮がされていること。
- (3) 小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)に照らして取り上げ方に不適切なところはないこと。
特に、多様な見方や考え方のできる事柄を取り上げる場合には、その取り上げ方について特定の見方や考え方へ偏った取扱いはされておらず公正であるとともに、児童又は生徒の心身の発達段階に即し、多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がされているこ

2 (略)
[理科]
(以下略)

(新設)
(新設)
(新設)
(新設)

(新設)

(新設)
(新設)

(新設)

(新設)

と。

- (4) 図書の主たる記述と小学校学習指導要領第3章の第2「内容」及び中学校学習指導要領第3章の第2「内容」に示す項目との関係が明示されており、その関係は適切であること。

別表

区分	表記の基準
漢字	(1) 小学校において使用する漢字は、国語以外の教科においても第3章の「国語科（「書写」を除く。）」の2の(1)の例によることとし、その使用法については、「常用漢字表」（平成22年内閣告示第2号）によること。（以下略） (2)～(5) (略)
(略)	(略)
用語・記号等	(1)・(2) (略) (3) (1)及び(2)以外の用語及び記号で教科に対応した学術用語集、日本工業規格（JIS）、日本農業規格（JAS）又は文部科学省著作「教育音楽用語」に示すものについては、これらによること。ただし、児童又は生徒に理解が困難であると認められる場合及び生活の中に定着している用語・記号によることが適當である場合などは、これらによらないことができる。
(略)	(略)

(新設)

別表

区分	表記の基準
漢字	(1) 小学校において使用する漢字は、国語以外の各教科においても第3章の「国語科（「書写」を除く。）」の2の(1)の例によることとし、その使用法については、「常用漢字表」（平成22年内閣告示第2号）によること。（以下略） (2)～(5) (略)
(略)	(略)
用語・記号等	(1)・(2) (略) (3) (1)及び(2)以外の用語及び記号で各教科に対応した学術用語集、日本工業規格（JIS）、日本農業規格（JAS）又は文部科学省著作「教育音楽用語」に示すものについては、これらによること。ただし、児童又は生徒に理解が困難であると認められる場合及び生活の中に定着している用語・記号によることが適當である場合などは、これらによらないことができる。
(略)	(略)